

別記様式第 1 号 (7 条関係)

受付番号	平成 30 年 第 5 号
受付日	平成 30 年 7 月 24 日
送付日	平成 30 年 7 月 25 日
答弁受理日	平成 30 年 8 月 1 日

### 文書質問書

質問交野市議会基本条例第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	健やか部

#### 【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う内容を補完する程度とし、その主旨が理解できるよう具体的に記載する。

児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業の用に供する小規模保育施設は、自力避難が困難な乳幼児が利用することが想定され、機能や利用形態は保育所と変わらないことから、建築基準法上、一定規模を上回るものについては、防火避難性能をはじめとする建築物に要求される性能は、保育所と同等のものが確保される必要があります。

そのため、既存の建築物の用途を変更して小規模保育施設の用途に供する部分の床面積が 100 平米を超える場合は、建築基準施行令第 19 条第 1 項に規定する児童福祉施設等に含まれることから、今後、建築基準法第 87 条第 1 項の規定より用途変更の建築確認申請がなされた上で、認可すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

別記様式第2号（第7条関係）

## 文書質問書答弁書

回 答 日：平成30年8月1日

担当部局：健やか部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく、山本景議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

### 記

ご質問の件につきましては、平成29年4月4日付で大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課より各事業者あて通知がなされたところです。

今後とも、同通知の趣旨を踏まえ、適切に認可・指導等を行っていく考えです。